

# 小山工業高等専門学校組換えDNA実験安全委員会規則

制 定 平成 29 年 4 月 12 日

一部改正 令和 2 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）組換えDNA実験安全管理規則（以下「安全管理規則」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、本校組換えDNA実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 安全委員会は、校長の諮問に応じ、本校における実験に関する適切な規則の策定及びその適正な運用を図るため、次の各号に掲げる事項について審議するとともに校長に対し助言又は勧告を行う。

- 一 実験に関する規則の制定改廃に関する事項
- 二 実験の関係法令等及び安全管理規則に対する適合性に関する事項
- 三 実験に関わる教育訓練及び健康管理に関する事項
- 四 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
- 五 その他実験の安全確保（拡散防止措置を含む。）に関し必要な事項

2 安全委員会は、必要に応じ実験責任者及び組換えDNA実験安全主任者に対し、報告を求めることができる。

(組織及び運営)

第 3 条 安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 組換えDNA実験安全主任者
- 二 実験責任者 若干名
- 三 実験に関係しない教員 若干名
- 四 総務課長
- 五 実験に関係する技術職員 若干名

2 前項第一号、第二号、第三号及び第五号の委員は校長が指名する。

3 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 安全委員会に委員長を置き、組換えDNA実験安全主任者をもって充てる。

2 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(委員会)

第 5 条 安全委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 安全委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じ安全委員会の同意を得て、委員以外の者を出席させ、意見を

聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 安全委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、安全委員会が別に定める。

(事務)

第8条 安全委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。